

## 第4 平成23年度 保健体育行政の方針と重点

### 1 方 針

県民一人一人が、生涯にわたり健やかで活力に満ちた生活を送ることができるよう、学校における体育・スポーツ及び健康教育の充実並びにスポーツの振興に努める。

### 2 重 点

#### (1) 学校体育・スポーツの充実

児童生徒が、自ら進んで運動に親しむ資質や能力を身に付け、健康の保持増進と体力の向上を図ることができるよう、学校体育・スポーツの充実に努める。

- ア 教科体育（保健体育）における学習指導の充実
- イ 体力の向上を図る指導の充実
- ウ 体育（保健体育）担当教員等の研修の充実
- エ 体育的行事の充実
- オ 運動部活動の充実
- カ 学校体育施設等の有効活用の促進
- キ 学校体育関係団体の活動の促進

#### (2) 健康教育の充実

児童生徒が、心身ともに健康で安全な生活について理解し実践できるよう、学校、家庭、地域の連携を図り、学校保健、学校安全及び学校における食育を総合的に推進し、健康教育の充実に努める。

- ア 学校保健の充実
- イ 学校安全の充実
- ウ 学校における食育の充実
- エ 健康教育担当者の研修の充実

#### (3) スポーツの振興

県民の生涯にわたるスポーツライフの実現を目指し、スポーツに親しむ環境づくりと競技力を向上させる環境づくりを推進し、スポーツの振興に努める。

- ア 地域スポーツの推進
- イ 競技スポーツの推進
- ウ スポーツに関わる人材の育成・活用
- エ スポーツ活動推進のための環境整備